

独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所
における研究活動の不正行為への対応に関する規程

令和3年7月1日規程第14号

(前文)

研究所の研究活動に携わる一員として、研究活動について、透明性と説明性を自立的に保証することに、高い倫理観をもって努めることが求められている。

一方、研究活動の不正行為は、こうした研究活動に携わる者の行動規準に反するものであり、また、研究所に対する社会からの信頼を失うものである。

このため、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所は、第一に、研究所の研究活動に携わる者一人一人が、自ら高い倫理観をもって、誠実かつ謙虚に研究活動の遂行にあたるとともに、関係者に対しても、そのように振る舞うよう求め、組織全体の倫理意識が向上するように努めるものであり、その上で、研究活動の不正行為への対応に関する措置も講じ、その発生の防止に努めるものである。

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）における研究活動の不正行為に対する申立制度を設けることにより、研究所の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動の不正行為」とは、研究成果物等の作成に係る次の各号に掲げるものをいう（故意でない誤りを除く。）。

一 ねつ造

データ、研究結果等を偽造すること、又はこれら偽造したものを記録したり報告若しくは論文等に利用したりすること

二 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行うこと、又は変更・変造したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表すること

三 盗用

他の研究者のアイデア、研究過程、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

(研究者倫理統括者)

第3条 研究所に、研究者倫理統括者を置く。

2 研究者倫理統括者は、理事をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第3条の2 研究所に、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、理事をもって充てる。

(研究活動における不正行為を抑止する環境整備)

第3条の3 研究者は、研究成果の第三者による検証可能性を確保するために、一定期間(5年)の研究データを保存し、必要な場合に開示しなければならない。

2 研究倫理教育責任者は、研究者を対象に、定期的に研究倫理教育を行わなければならない。

(研究活動の不正行為に対する申立て)

第4条 役員、職員、契約職員並びに研究所の業務を行う者であつて役員、職員及び契約職員以外の者(以下「役職員等」という。)は、他の役職員等(その者が退職等により役職員等でなくなった場合を含む。第16条及び第17条において同じ。)の研究所に係る研究活動の不正行為を発見したとき、又は研究活動の不正行為があると思料するに至ったときは、申立書(別紙様式1)により、研究者倫理統括者に申立てを行うことができる。ただし、顕名や合理的・具体的な内容が記載されていない場合は申立書を受け付けない。

2 申立ての意思を明示しない相談の場合でも、研究者倫理統括者の判断で申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。

3 学会等や報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、研究者倫理統括者に申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(不正行為を行ったとする者、不正行為の様態等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを研究所が確認した場合、研究者倫理統括者に申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。

(申立ての受理等)

第5条 研究者倫理統括者は、前条の申立てがあったときは、その内容を確認して受理又は不受理を決定し、当該申立てをした者(以下「申立者」という。)にその結果を通知するものとする。

2 研究者倫理統括者は、前項の規定により申立ての受理を決定したときは、役職員等に対し、それらが保有する資料の保全を命ずることができる。

3 第1項の場合において研究者倫理統括者は、その申立てが虚偽のものであったと認めるときは、所長に報告するものとする。

4 所長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

(予備調査委員会の設置等)

第6条 研究者倫理統括者は、前条第1項の規定により申立ての受理を決定したときは、予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は、第12条に規定する調査（以下「本調査」という。）の必要性の有無を判断するための調査（以下「予備調査」という。）を行う。

3 予備調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織するものとし、委員長は企画部技術コーディネーター及び研究部長のうちから、委員は役職員等のうちから研究者倫理統括者が指名する。

4 予備調査委員会は、委員長が招集する。

5 予備調査委員会の事務は、企画部が行う。

(予備調査の通知等)

第7条 研究者倫理統括者は、予備調査委員会を設置したときは、申立者及び申立ての対象となった者（以下「被申立者」という。）に対し、予備調査の開始並びに予備調査委員会の委員長及び委員名を通知する。

2 申立者及び被申立者は、前項の規定により通知を受けた委員長又は委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに異議申立書（別紙様式2）を研究者倫理統括者に提出することができる。

3 研究者倫理統括者は、前項の規定による提出を受けたときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員長又は委員を交代させるものとする。

(予備調査)

第8条 委員長は、前条第2項に規定する期間を経過したときは、直ちに予備調査委員会を招集し、予備調査を開始し、原則として30日以内に本調査を行うか否かを決定しなければならない。

2 予備調査は、第5条第2項の規定により保全された資料若しくは自ら収集した資料を精査し、又は役職員等から事情聴取することにより行う。

3 予備調査委員会は、予備調査の結果を書面にて申立者及び被申立者に開示するものとする。

4 被申立者は、前項の規定により開示された予備調査の結果に不服があるときは、その予備調査結果が開示された日から15日を経過する日までに不服申立書（別紙様式3）を委員長に提出することができる。

5 予備調査委員会は、予備調査の概要、本調査の必要性の有無についての判断根拠等を記載した予備調査結果報告書を作成し、研究者倫理統括者に提出しなければならない。前項の

規定により被申立者から不服の申立てがあったときは、その不服申立書を併せて提出するものとする。

(予備調査の報告)

第9条 研究者倫理統括者は、前条第5項の規定による予備調査委員会から本調査の必要性が認められたとの報告を受けたときは、速やかに所長へ報告する。

2 研究者倫理統括者は、前条第5項の規定による予備調査委員会から本調査の必要性が認められなかったとの報告を受けたときは、その旨を予備調査に関係した全ての者に通知するものとする。

この場合、予備調査委員会は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る研究資金の配分機関等及び告発者の求めに応じて開示するものとする。

3 所長は、本調査の必要性が認められたときは、配分機関等への報告を行う。

(調査委員会の設置等)

第10条 所長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、原則として30日以内に調査委員会を設置して開始する。

2 調査委員会は、申立て内容について、研究活動の不正行為があったかどうかの認定を行い、研究活動の不正行為があったと認定したときは、当該研究活動の不正行為に関わる者の特定、当該研究活動の不正行為の範囲の把握等を行う。

3 調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織するものとし、役職員等のうちから所長が任命するものとする。この場合において所長は、研究者倫理統括者を委員長又は委員としなければならない。ただし、研究者倫理統括者が利害関係者である場合はこの限りではない。

4 前項の規定にかかわらず所長は、調査委員会の半数以上になるものとして外部有識者から委嘱した者を委員長又は委員にしなければならない。

5 調査委員会は、委員長が招集する。

6 調査委員会の事務は、企画部が行う。

(調査の通知等)

第11条 所長は、調査委員会を設置したときは、申立者及び被申立者に対し、調査の開始並びに委員長及び委員名を通知する。

2 申立者及び被申立者は、前項の規定により通知を受けた委員長又は委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに異議申立書を所長に提出することができる。

3 所長は、前項の規定による提出を受けたときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員長又は委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び被申立者に通知するものとする。

4 所長は、調査の開始を決定したときは、当該研究活動に係る研究費の支出を一時的に停止することができる。

(調査)

第 12 条 委員長は、前条第 2 項に規定する期間を経過したときは、直ちに調査委員会を招集し、調査を開始しなければならない。

2 調査は、予備調査結果報告書若しくは自ら収集した資料を精査し、又は役職員等から事情聴取することにより調査を行う。この際、被申立者の弁明の聴取が行われなければならない。また、研究所は本調査に当たって、申立された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する。

3 調査委員会は、調査の結果を書面にて申立者及び被申立者に開示するものとする。

4 被申立者は、前項の規定により開示された調査の結果に不服があるときは、その調査結果が開示された日から 10 日を経過する日までに不服申立書を調査委員会委員長に提出することができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

5 申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、その認定について第 4 項により不服申立てをすることができる。

6 不服申立ての審査は調査委員会が行う。不服申立てが、新たに専門性を要する判断が必要となるという趣旨の場合は、研究所は調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、研究所が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

7 不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被申立者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、調査を打ち切ることができる。

その場合には、直ちに所長に報告し、所長は被申立者に当該決定を通知する。

8 調査委員会が再調査を開始した場合は、原則として 50 日以内に先の調査を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに所長に報告し、所長は当該結果を被申立者及び申立者に通知する。加えて、所長はその事案に係る配分機関等に報告する。

9 第 5 項の不服申立てについては、調査委員会は原則として 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに所長に報告するものとする。所長は、当該結果を申立者及び被申立者に通知する。

加えて、所長はその事案に係る配分機関等に報告する。

10 調査委員会は、原則として 150 日以内に本調査の概要、研究活動の不正行為があったかどうかの認定根拠等を記載した調査結果報告書を作成し、所長に提出しなければならない。前項の規定により被申立者から不服の申立てがあった場合にあっては、その不服申立

書を併せて提出するものとする。

(措置)

第 13 条 所長は、前条第 10 項の規定による報告に基づき、研究活動の不正行為があったと認めたときは、独立行政法人自動車技術総合機構文書管理規程（平成 14 年規程第 4 号）第 17 条により理事長の決裁を得た後、その調査の概要等の公表、当該研究活動の不正行為に係る研究成果物等の修正勧告・当該研究活動の特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）に係る配分機関等への報告等の適切な措置を講ずるとともに、独立行政法人自動車技術総合機構職員の懲戒等に関する規程（平成 14 年規程第 25 号。）に基づき、当該研究活動の不正行為に関わる者を処分するものとする。

2 所長は、前条第 10 項の規定による報告に基づき、研究活動の不正行為があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて被申立者の不利益の発生の防止のための措置を講ずる。

(役職員等以外の者への協力依頼)

第 14 条 次の各号に掲げる者（以下この条において「研究者倫理統括者等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項について役職員等以外の者に依頼することができる。

- 一 研究者倫理統括者 第 5 条第 2 項の規定による資料の保全
- 二 予備調査委員会委員長 第 8 条第 2 項の規定による事情聴取
- 三 調査委員会委員長 第 12 条第 2 項の規定による事情聴取

2 前項の場合において研究者倫理統括者等は、前項の規定による依頼と併せて次条及び第 17 条に規定する事項について協力を要請するものとする。

(被申立者に不利益をもたらす行為の禁止)

第 15 条 役職員等は、所長が第 13 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置を除き、被申立者に不利益をもたらす行為をしてはならない。

(協力義務)

第 16 条 役職員等は、予備調査委員会及び調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(秘密保持義務)

第 17 条 役職員等は、この規程に規定する研究活動の不正行為の調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 役職員等は、申立者を含む関係者の秘密保持を徹底しなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

附 則（令和 3 年 7 月 1 日規程第 1 4 号）

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

申立日 年 月 日

申立書

研究者倫理統括者 殿

所属

連絡先

氏名 印

研究活動の不正行為への対応に関する達(平成 19 年第 号)第 4 条の規定に基づき、下記の研究活動の不正行為について申立てを行います。

1. 被申立者の所属、氏名

所属

氏名

2. 研究活動の不正行為の具体的な内容と根拠

(ねつ造、改ざん、盗用の別)

(対象となる研究成果物の特定等)

(注)氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

別紙様式 2

異議申立日 年 月 日

異議申立書

研究者倫理統括者 殿

(所長 殿)

所属

連絡先

氏名 印

研究活動の不正行為への対応に関する達(平成 19 年第 号)第 7 条(第 11 条)第 2 項の規定に基づき、(年月日)付けで通知のありました(予備)調査委員会の構成のうち、下記の者の指名(任命)(委嘱)について異議を申立てます。

1. 委員（長）名

2. 理由

(注)氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

別紙様式 3

不服申立日 年 月 日

不服申立書

予備調査委員会委員長 殿

(調査員会委員長 殿)

所属

連絡先

氏名 印

研究活動の不正行為への対応に関する達(平成 19 年第 号)第 8 条(第 12 条)第 4 項の規定に基づき、(年月日)付けで開示のありました(予備)調査結果について下記のとおり不服を申立てます。

1. 不服申立に係る箇所

2. 不服の理由

(注)氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

参考資料(「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定からの抜粋)

調査結果の報告書に盛り込むべき事項

☐ 経緯・概要

☐ 発覚の時期及び契機(※「告発」の場合はその内容・時期等)

☐ 調査に至った経緯等

☐ 調査

☐ 調査体制(※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置)

☐ 調査内容

・調査期間

・調査対象(※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕)

・調査方法・手順(例:書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等)

・調査委員会の構成(氏名・所属を含む。)、開催日時・内容等

☐ 調査の結果(特定不正行為の内容)

☐ 認定した特定不正行為の種別(例:捏造、改ざん、盗用)

- 特定不正行為に係る研究者（※共謀者を含む。）
 - ①特定不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - ②特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
- 特定不正行為が行われた経費・研究課題
 - 〈競争的資金等〉
 - ・制度名
 - ・研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・交付決定額又は委託契約額
 - ・研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - 〈基盤的経費〉
 - ・運営費交付金
 - ・私学助成金
- 特定不正行為の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）
 - ・手法
 - ・内容
 - ・特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその使途
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
- 調査機関がこれまで行った措置の内容
（例）競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等
- 特定不正行為の発生要因と再発防止策
- 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）
（※可能な限り詳細に記載すること）
- 再発防止策